

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	要届出管理区域内における土地の形質変更届出に対する計画変更命令
概要	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例では、要届出管理区域内において土地の形質変更をしようとする者は、形質変更に着手する日の14日前までに、当該土地の形質変更の種類等について届け出なければなりません。</p> <p>この届出があった場合において、土地の形質変更の施行方法が基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から14日以内に限り、土地の形質変更に関する計画変更の命令を行います。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の13第5項、第111条4項3号 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の56 (https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/dojou.html)</p>
処分基準	<p>○土地の形質の変更の施行方法に関する基準（施行規則第48条の56）</p> <p>一 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要届出管理区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更(施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。)の施行方法が第48条43の第2項第1号の知事が別に定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 第48条の50第1号又は第2号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合</p> <p>ロ 第48条の50第3号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が知事が別に定める基準に適合するものである場合</p> <p>二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 要届出管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあつては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p> <p>四 土地の形質の変更を行った後、条例第81条の9第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の13第5項</p> <p>知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	要届出管理区域に指定された際、既に着手されていた行為については、事前の届出は必要ありませんが、指定の日から14日以内に事後の届出を要します。